

広島県告示第三百六十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

所在地	広島県東広島市八本松町原地内			
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法規
	二瀬川右（七三〇二）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法規 第九條第二項及び 第十條第一項の 規定による土砂 災害防止対策 の施行に關する 政令（平成十八 年四月十八日 政令第八十號） 第三條第一項 の趣意を以て
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法規
	二瀬川右（七三〇二）	土石流	次の図のとおり	区域の表示及び法規 第九條第二項及び 第十條第一項の 規定による土砂 災害防止対策 の施行に關する 政令（平成十八 年四月十八日 政令第八十號） 第三條第一項 の趣意を以て

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所東広島支所に備え置いて縦覧に供する。